

# 農業委員会だより

～農地法に関する手続き、農地を守るための取り組みなどを紹介～

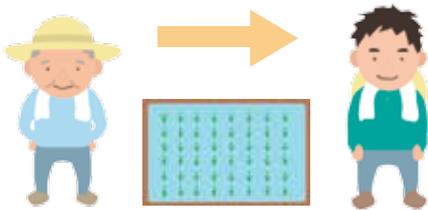


農地は、米や野菜などの生産の場としての役割を果たすと同時に、雨水を一時的に貯留し洪水や土砂崩れを防ぐとともに、多様な生きものを育み、私たちの生活にさまざまな「めぐみ」をもたらしています。

農地という限られた貴重な資源を適切に保全するため、農地について、売買、贈与や貸借などの権利移動を行う場合や、農地を農地以外の用途へ転用する場合は、農地法の許可が必要になります。

**問合せ先** 亀山市農業委員会 (☎84-5082)

## ◆農地の権利移動など



**農地の行為** 売買、贈与や貸借などの権利移動等を行う場合

**必要な許可** 農業委員会による農地法第3条の許可

**主な条件** 農地の取得などを行うには、すでに耕作している農地と新たに取得する農地とを合わせた面積が50a(5,000㎡)以上(いわゆる下限面積)必要

※白川・野登・関・坂下・加太地区の場合は、30a(3,000㎡)以上必要

※白川・野登・関・坂下・加太地区で、農地付き空き家を取得する場合は1a(100㎡)以上必要

**その他** 農地を相続した場合などは許可は不要

ただし、農地の所在する農業委員会への届出が必要

### 申請・許可の流れ

#### <申請書の提出>

毎月20日(12月は15日)までに申請書を提出してください。

#### <現地調査・審議>

現地調査を実施し、毎月10日前後に開催される農業委員会総会で審議します。

#### <許可書の交付>

許可書を交付します。  
※変更登記の手続きは別途必要です。

## お知らせ1

### 安心できる農地の貸し借り「利用権設定」

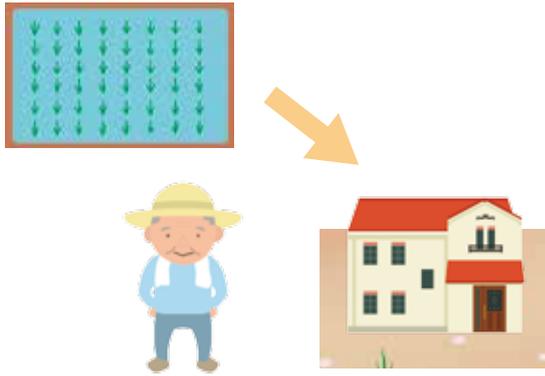
農地を農地として貸し借りする場合、農地法第3条の許可が必要ですが、借り手の農地面積が下限面積に届かなかったり、必要書類が多く大変だったり、貸した農地が戻ってこないのでは？との不安から貸し手が消極的になるなど、規模拡大を希望する意欲ある農家にとっては不利に働いてしまうことがありました。

ところが、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の「利用権設定」を活用すると、農地法の許可を受けずに農地の貸し借り(最長10年)が可能になります。

また、これにより契約した農地は、期限が到来すると貸し手に返還されるので、貸し手にとっても安心して契約することができます。



## ◆農地の転用について



### 農地転用とは

農地を農地以外にする(農地の形状などを変更して、住宅、工場、商業施設、道路等にする)こと

※転用を行う場所や転用の目的などによっては、転用が認められない場合がありますので、事前に亀山市農業委員会へご相談ください。

**農地の行為①** 自分が所有している農地を農地以外のものにする場合(農地を転用する場合)

**必要な許可①** 市長による農地法第4条の許可

**農地の行為②** 農地の転用に伴って所有権の移転や貸借権などの権利設定を行う場合

**必要な許可②** 市長による農地法第5条の許可

### 一時的に利用する場合も許可が必要です

農地の形状を変更しない場合でも、資材置き場、青空駐車場などのように、耕作目的以外に使用することも農地転用に含まれます。



一時的な資材置き場、砂利採取場など



青空駐車場など



農業用施設を建てるなど  
※許可が不要となる場合もあり

### 無断転用には厳しい措置

- 無断転用者には、工事などを中止させ、もとの農地に復元するよう命令する場合があります。
- 農地法違反で刑事告発をされると最高3年以下の懲役または300万円(法人の場合は1億円)以下の罰金に処せられることがあります。

### 申請・許可の流れ



※許可後は3カ月経過時、1年経過時およびその後1年ごとに、もしくは転用事業完了時に、進捗状況または完了状況を亀山市農業委員会へ報告してください。

## お知らせ2

### 貸したい人と借りたい人の要望をマッチングします「農地中間管理事業」



農地中間管理事業は、県が指定した(公財)三重県農林水産支援センター(三重県農地中間管理機構)が、規模縮小農家、離農農家などから農地を借り受け、規模拡大等を望む担い手農家などへ、一定のルールに基づき農地を貸し付ける制度です。

農地中間管理機構が借り受ける対象農地は?

- ①契約期間が原則10年以上
- ②対象農地が農業振興地域内の耕作可能な農地など
- ③借り受けを希望する担い手農家や法人などがいる地域に限る

## ◆「全国農地ナビ」 農地情報をインターネット上で公表するサイト



### サイトの機能など

- ①農地を所在・地番から検索できる
- ②地図上で選択した農地の所在・地番・地目・面積などの情報を表示
- ③特定の耕作者が利用している農地を色分けできるなどの機能が利用できます。

そのため、経営規模の拡大や農業への新規参入を希望する「農地の受け手」が、希望の農地を探しやすくなっています。

農地をお探しの人は、ぜひ『全国農地ナビ』で検索してみてください。



### 利用上の注意

- ▷表示される農地情報は、一定の時点で作成されたものであり、必ずしも最新の情報ではありません(表示される農地情報に、法的な証明力はありません)。
- ▷表示される農地の位置情報(農地の点情報または区画情報)は、おおまかなものであり、実際の農地の位置や境界を特定するものではありません。

## ◆農地を荒らさないで！

農地が荒れると、

- ▷雑木・雑草などが繁茂して景観を損ねる
- ▷病害虫の発生の原因
- ▷有害鳥獣の潜入
- ▷ごみなどの不法投棄を招く
- ▷火災の発生リスクが高くなるなど、

地域生活・営農環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。

農地は、食料の安定供給において大切な財産であり、また環境保全や景観維持などの多面的な役割も果たしています。大切な資源を残していく上でも、地域の農地をみんなど守っていきましょう。

### ごみなどの不法投棄

### 病害虫の発生

### 火災の発生

### 鳥獣害の発生

### 雑木・雑草の繁茂

遊休農地が発生すると、  
環境悪化につながります。



## お知らせ3 農業者年金に加入しませんか？

農業者のための公的年金である農業者年金は、自分で納めた保険料とその運用益を原資として支給される「確定拠出型年金」です。

加入要件を満たしていれば、農地を持っていない農業者や配偶者などの家族従事者も加入できます。

### 加入要件

- ①国民年金の第1号被保険者  
(国民年金の保険料納付免除者は除く)
- ②年間60日以上、農業に従事
- ③60歳未満  
に該当する人なら、どなたでも加入できます。

### 農業者年金の特徴・メリット

- ▷保険料は月額2万円から6万7千円まで千円単位で自由に決められ、いつでも見直せます。
  - ▷年金は原則として65歳からの終身年金で、80歳までの保証として死亡一時金付きです。
  - ▷社会保険料控除や公的年金等控除の対象であり、税制面での優遇措置があります。
  - ▷認定農業者で青色申告者であるなどの要件を満たした人は、保険料の国庫補助(月額最高1万円)があります。
- ※詳しくは、(独法)農業者年金基金ホームページをご覧ください。

